

令和7年度採用予定 ※随時募集 豊橋市会計年度任用職員(言語聴覚士)採用試験要項

1 会計年度任用職員とは

地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき任用される非常勤職員です。採用されると、一般職の公務員となり、服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

2 採用予定職種、採用予定人員及び応募資格等

採用予定職種	採用予定人員	必要となる資格等	業務内容
言語聴覚士	1名	言語聴覚士免許を有する方	主な業務は、診療部門におけるリハビリテーション業務です。

- [注] 1 年齢、学歴及び国籍要件はありません。
2 障害者の方の受験が可能です。
3 免許取得見込みの方については、免許を取得できなかった場合は採用されません。

次のいずれかに該当する方は採用されません

- 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方（以下はその内容です）
- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 豊橋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 3 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている方(心神耗弱を原因とするもの以外)

日本国籍を有しない方について

- ・就労可能な、適法である在留資格を有する方に限ります。

申込書類に虚偽の記載があった場合について

- ・申込書類に虚偽の記載があった場合には、採用されない場合があります。

3 勤務条件

勤務時間	休日	勤務場所	報酬月額
原則 8:30～17:15	日、月、祝休日、年末年始、火～土曜日のうちの指定する1日	豊橋市こども発達センター (豊橋市中野町字中原 100)	260,251 円 (R7.4.1現在)

- ※ 上記、報酬月額は社会情勢等により今後変更されることがあります。定期昇給制度はありません。
- ※ 勤務時間、休日は業務の都合（状況）により変更になる場合があります。
- ※ 原則、所定労働時間を超える労働はありませんが、時期によっては有る場合もあります。
報酬月額の他に通勤手当に相当する費用弁償、期末・勤勉手当等が別途支給されます。
- ※ 採用された場合は、愛知県都市職員共済組合の短期組合員となります。厚生年金保険、雇用保険など社会保険にも別途加入します。また、年次有給休暇、夏季休暇等各種休暇制度があります。

※ 任用期間については、採用日から令和8年3月31日までとなります。ただし、引き続き業務の必要性があり、かつ勤務状況が良好な場合に限り、改めて任用する可能性があります。

4 試験日、試験内容等

試験日	試験内容	試験会場
申込受付後に、こちらで指定します	面接・小論文・適性検査	豊橋市こども発達センター

5 試験結果の情報提供について

個人情報の保護に関する法律に基づき、口頭で試験結果の情報を提供することができます。電話等では情報提供できませんので、受験者本人がマイナンバーカードなど本人確認できるものを持参し、直接豊橋市こども発達センターにお越しください。

情報提供の内容	口頭で情報提供できる期間
総合点数及び総合順位	合格発表の日から1週間

6 受験手続

受験申込	申込みは随時受け付けますが、採用定員に達した時点で受付は終了します。郵送または持参により豊橋市こども発達センターへ提出してください。 〔郵送〕 提出書類に必要事項を記入のうえ、「採用試験受験申込」と朱書きした封筒で、豊橋市こども発達センター宛に郵送してください。なお、配達証明郵便等、確実に配達されたことが確認できる方法で郵送されることをお勧めします。 〔持参〕 提出書類に必要事項を記入のうえ、持参してください。受付時間は、<u>祝休日を除く火曜日～土曜日の午前8時30分から午後5時15分まで</u>です。代理の方による持参も可能です。
提出書類	① <u>写真を貼付した市販の履歴書</u> ② <u>言語聴覚士免許を確認できるものの写し（免許取得見込みの方は除く）</u>

7 その他

- (1) 申込受付後は、採用試験途中に提出された書類等一切の書類をお返しいたしません。
- (2) 関係書類が整っていない場合は受け付けません。
- (3) 問合せ先: 豊橋市こども発達センター

〒441-8539 豊橋市中野町字中原 100 番地 電話 0532-39-9200

